

第 54 回国立大学図書館協会総会
議 事 要 録

日 時 平成 19 年 6 月 28 日 (木) 9:30 ~ 17:00
会 場 JAL リゾート シーホークホテル福岡
当番地区 九州地区協会
当 番 館 九州大学附属図書館
出 席 者 254 名 (総会資料 No.54-1 p.3-5 参照)
会 員 92 大学・機関 241 名
文部科学省 5 名
オブザーバ 4 機関 8 名

1. 開会式

- 1) 開会の辞 西郷 和彦 (国立大学図書館協会会長)
- 2) 挨拶 梶山 千里 (九州大学総長)
有川 節夫 (九州大学附属図書館長)

2. 議長団選出

司会 (濱崎九州大学附属図書館事務部長) から、議長団の選出について事務局に提示が求められ、星野事務局長 (東京大学附属図書館事務部長) から、理事会案が提示され、次のとおり了承された。

議長団 議長 矢田 俊文 (新潟大学附属図書館長)
副議長 早川 勝光 (鹿児島大学附属図書館長)
(総会資料 No.54-1 p.7 参照)

矢田議長、早川副議長からの挨拶の後、矢田議長から議事に先立ち以下の報告があった。

5 月の理事会の議を経て、協会事業と関連の深い国立情報学研究所 学術基盤推進部に、協会として出席を依頼した。

高エネルギー加速器研究機構、国立極地研究所、国立女性教育会館のオブザーバ出席については、5 月の理事会で了承され、出席いただいている。

文部科学省の勝野情報課長より、10 時 30 分から所管事項の説明をしていただく予定である。

3. 報告事項

- 1) 一般経過報告

星野事務局長から、昨年の第 53 回総会以降の本協会の活動について、学術情報委員会のもとのワーキング・グループによる「今後の図書館システムの方向性について」(総会資料 No.54-3)の作成、理事館と委員会のあり方についての継続検討、国立大学図書館協会予算における予備費の用途についての継続検討、各理事会での協議内容及びマネジメント・セミナーの開催等について報告があった。

また、平成 19 年度の国立大学図書館協会賞は、「島根大学附属図書館における「貴重資料展示、講演会・シンポジウム企画及び成果物編集・出版プロジェクト」による情報発信活動」に、海外派遣者は、イリノイ大学モータンソンセンターの Associates Program (8 週間) に大阪大学附属図書館の大塚志乃氏を決定したとの報告があり、以上について了承された。

(総会資料 No.54-1 p.8-14 参照)

なお、議長から、委員会の活動報告等の報告事項については、既に協会ホームページに内容を掲載しているため、省略するとの報告があった。

4. 協議事項

1) 理事選出について

星野事務局長から、理事会案「平成 19 年度理事館一覧(案)」が提案され、原案どおり了承された。

(総会資料 No.54-1 p.15 参照)

2) 平成 18 年度決算報告・同監査報告について

3) 平成 18 年度記念基金収支決算報告・同監査報告について

2)、3)の 2 件について、事務局(栃谷東京大学附属図書館総務課長)から、総会資料により決算報告(案)及び財産目録(案)の説明があった後、監事を代表し、西村千葉大学附属図書館長から、平成 19 年 5 月 18 日に東京大学附属図書館にて監査を行った結果、適正に処理されているとの監査報告があり、併せて了承された。

(総会資料 No.54-1 p.16-20 参照)

4) 平成 19 年度事業計画(案)について

星野事務局長から、「平成 19 年度事業計画(案)」にもとづき、以下の提案があり、原案どおり了承された。

(1) 委員会について

人材委員会を常置とし設置要項を改正すること、及び学術情報委員会の設置要項を改正すること。

(2) 事業計画立案手順について

来年度の春季理事会に次年度理事候補館が出席すること、及び、それを踏まえて、春季地区総会での理事館の選出・次年度理事館による春季理事会での事業計画の立案について、来年度の総会で決議すること。

(3) その他

総会、マネジメント・セミナーの予算・決算の別会計化を検討すること。

(総会資料 No.54-1 p.21-28 参照)

5) 平成 19 年度予算(案)について

事務局(栃谷東京大学附属図書館総務課長)から、平成 19 年度予算(案)、国立大学図書館協会記念基金平成 19 年度予算(案)が提案され、原案どおり了承された。

(総会資料 No.54-1 p.29-32 参照)

5. 文部科学省所管事項説明

勝野研究振興局情報課長から、所管事項について以下の 5 点について説明があった。

1) 近年の国立大学を取り巻く動向について

(1) 教育基本法の改正について

昨年 12 月に 60 年ぶりの改正が行われた。第 7 条に大学に関する規定が初めて明記され、教育面、研究面、社会貢献の 3 点が大学の役割として挙げられている。

政府は、基本法の中で言及されている教育振興基本計画を策定すべく検討を進めており、中央教育審議会に教育振興基本計画特別部会を設置した。今年度中に政府として決定し、国会へ報告する予定である。

教育基本法は理念法であり、具体的にどのような政策を進めていくかという各論的な部分は、教育振興基本計画の中で明らかにされていく。計画の中では、教育研究等に必要な財源措置を行うことについて明記することを目指している。具体的な財源措置を明記することは、毎年度の計画において大きな後ろ盾になるものと考えている。

(2) 「経済財政改革の基本方針 2007」(骨太の方針)について

6 月 19 日に閣議決定された同方針は、大学・大学院改革が柱の一つであり、今後講ずべき措置が 8 項目にわたって明記されている。教育再生会議の第 2 次報告に基づいた内容を、閣議決定という形で盛り込んでいる。

改革の具体的手段のひとつとして提言されている「国立大学法人運営費交付金の改革」では、新たな配分のあり方について検討し、今年度内を目途に見直しの方向性を明らかにすることや、評価に基づき適切な配分を実施することが明記されているが、これは財政制度等審議会や規制改革会議等からの厳しい提

案や、教育再生会議における議論を踏まえたものである。

行政府としては、これらの指摘事項を具体化するための検討を始める必要があるが、概算要求・予算編成で厳しい対応を求められると予想され、予断を許さない状況である。文部科学省は国立大学と緊密な連携をとり、基盤的経費の確保、競争的資金の拡充に努めていきたいと考えている。

2) 学術研究をめぐる動向について

文部科学大臣の諮問機関である科学技術・学術審議会の学術分科会の動向について説明する。この審議会は平成 19 年 2 月に第 4 期として発足したもので、学術分科会は学術の振興に関する事項を審議しており、このことに関しては 3 つの部会で検討が行われている。

(1) 学術研究推進部会

この下に、「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」を新たに設置して、審議している。人文学及び社会科学の振興に関しては、平成 14 年 6 月に、科学技術・学術審議会より報告が出されており、この指摘を踏まえて、人文学・社会科学分野への支援方策、研究成果の社会還元のあるあり方、現代的な課題に対応した研究への支援対策といった課題について審議を進めている。

(2) 研究環境基盤部会

この下に、2 つの作業部会を設置している。

学術研究の推進体制に関する作業部会

国立大学のみならず、国公立大学を通じた研究組織のあり方、共同利用・共同研究のあり方について、議論が行われている。

6 月 26 日に審議経過の概要がほぼまとめられ、27 日の学術分科会に報告されている。これから各研究機関・大学等へ審議状況の説明、ヒヤリングが行われ、さらに審議を行っていく。来年の春から夏の早い時期にかけて最終報告がまとめられる予定である。

国の学術政策としてどこまで重点的に支援し、大学がどこから自主的に対応すべきか、国と大学の役割分担についての議論が進んでいくと考えている。

学術情報基盤作業部会

平成 18 年 3 月に「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」をまとめている。第 4 期では、前期で示された今後の指針へのフォローアップを行うことを一つの課題としている。その中で各大学等が抱える新たな課題が出てくれば、検討していきたい。「学術研究の推進体制に関する作業部会」の議論の動向を見ながら、学術情報基盤に関わる情報関連施設のあり方についても議論していく必要があると考えている。

研究費部会

科学研究費補助金を中心とする競争的資金が拡充される中で、公的研究費

の助成のあり方について議論している。成果・評価といったアウトプットに対する社会の関心が高まっており、研究費の不正問題等に対する社会の目も厳しい。適切な管理・運用体制及びアウトプットについての議論が行われており、夏頃に当面の課題について中間まとめを出す予定である。

3) 学術情報基盤をめぐる最近の動向について

(1) 学術情報ネットワーク SINET3 について

平成 19 年 6 月 1 日より、SINET3 の本格運用を開始した。国際的にも極めて高速な回線を運用しており、研究者等の要望を踏まえ、使いやすく、信頼性・安定性の高いネットワークとして整備を進めた。

SINET3 の運用開始には、2 つの意味がある。一つ目は、大学・研究機関の学術研究を飛躍的に高めるための基盤が確実に整備されたこと。二つ目は、現在文部科学省で進めている次世代スーパー・コンピュータ・プロジェクトが最終目標とするサイバー・サイエンス・インフラストラクチャの構想を実現する上での、ボトムアップからの基盤整備となることである。各大学が、この回線を利用して教育・研究活動を飛躍的に発展させることを期待している。

(2) 学術情報基盤実態調査について

平成 17 年度の学術情報基盤実態調査の結果をまとめて公表している。従来の大学図書館実態調査に加えて、平成 17 年度よりネットワーク等の状況についての調査も併せて行い、名称も改めた。

大学図書館については、電子的な機能の整備、学内外でのサービスの充実が進んでいる。コンピュータ・ネットワーク関係では、学内 LAN の整備等が一段落し、今後はその更新・管理に係る経費の確保が、国公私立大学を通じての課題となっている。

平成 18 年度の調査については総務省と協議を進めており、まもなく調査依頼をするので、協力をお願いしたい。

例年どおり、各大学図書館等の特色ある取り組みの紹介も行う予定である。新聞やマスコミは、各大学が特色ある取り組みとしてどのようなことを進めているかに関心が高い。積極的に情報提供をしてほしい。

大学図書館に関しては、外国雑誌の価格の高騰等を踏まえ、外国雑誌の購読の現状把握、各大学での取り組みの実態把握が必要となっている。今秋頃には初めて外国雑誌に関する調査を行うべく準備をしているので、協力をお願いしたい。

4) 平成 20 年度概算要求について

資料として配布した「平成 20 年度における国立大学法人の教育研究活動の支援に係る留意点について」は、3 月 30 日付ですでに通知を行っている。各国立大

学での重点事項としての優先順位を尊重することや、自助努力が認められるものを重視するといった、平成 19 年度の調整方針を踏まえつつ、平成 20 年度は国の各種政策との関連性・整合性も勘案した上で支援を行うとの考え方が示されている。

平成 20 年度概算要求では、国立大学が保有する教育研究基盤設備の老朽化等への対応を行う。国として計画的・継続的に支援する仕組みを構築し、各国立大学の自助努力を求めながら重点的な整備を行うことが必要との観点から、特別教育研究経費の中に「設備マスタープラン枠」を新たに措置した。

各国立大学では、これらの基本的な考え方・枠組みを踏まえて概算要求を行っているものと考えている。これから情報課としての概算要求を取りまとめていくが、これらの基本的な考え方を踏まえつつ、各大学の優先度を尊重して適切に対応していきたい。併せて、「学術情報基盤の今後の在り方について（報告）」（平成 18 年 3 月）に示された今後の大学図書館の方向性を踏まえた取り組みに対しては、国の政策を進めていくとの観点から、できる限り支援する考えである。

しかし、財政当局との折衝や省内での調整は例年以上に厳しいものとなることが予想される。決して楽観視できないことを承知してほしい。

5) その他

大学図書館の組織と情報関連組織の再編・改組がここ数年進んでいる。これをどのように考えればよいか、との問い合わせが多いが、各大学が抱える課題が異なるため、ベストな唯一の解があるわけではない。

背景として、大学の経営の効率化が現実的な課題としてあるが、大学図書館・情報関連組織をどのように位置付ければよいのかといった、積極的な観点からの改革も進んでいると考える。各大学の抱える課題として、これらのいずれの点を重視するかによって、方向性が変わってくる。

大学の組織改革の中で、図書館だけが関わりなくいることはできず、大学図書館の積極的・戦略的な改革が今まで以上に求められる時代であると考え。大学図書館が、閉じた組織から大学内でより活発な活動を展開するための好機ととらえて、積極的な検討をお願いしたい。

文部科学省は、大学図書館のこれからのあり方について大学と同じ視点で考えていきたいと考えている。相談や情報提供をお願いしたい。

6. 国立大学図書館協会賞表彰式

星野総務委員会委員長から、「島根大学附属図書館における「貴重資料展示、講演会・シンポジウム企画及び成果物編集・出版プロジェクト」による情報発信活動」を選考基準第 4 条第 1 項第 2 号に該当するものと判断したとの審査結果が報告された。

続いて西郷会長から、受賞者代表の加本純夫氏に表彰状と記念品が授与された

後、会長が祝辞を述べられ、加本氏が受賞の挨拶を行った。

7. 昼食・休憩

監事選挙

議長から、国立大学図書館協会会則第 14 条第 2 項に基づき監事の選挙を行い、慣例により東西 2 地区から各 1 館を選出することが提案され、了承された。

引き続き、事務局（栃谷東京大学附属図書館総務課長）から投票方法について説明があった後、投票を行った。

新理事会

新理事会を開催した。

8. 新理事会報告

1) 新役員紹介

星野事務局長から、新理事会での選挙において、平成 19 年度の会長には西郷和彦東京大学附属図書館長、副会長には大西有三京都大学附属図書館長が選出されたとの報告があった。また、「会長補佐の設置について（申し合わせ）」にもとづき、会長から今年度も引き続き土屋俊千葉大学副理事に会長特別補佐をお願いしたいとの提案があり、了承されたとの報告があった。

監事選挙については、開票の結果、東地区は千葉大学、西地区は神戸大学が選出されたとの報告があり、以上について了承された。

2) 理事会報告

星野事務局長から、以下のとおり理事会の協議事項について報告があった。

電子ジャーナルの価格高騰等への対応について、電子ジャーナル・タスクフォースの活動という従来の枠組みだけでは解決できないことが多く出てきている。新たな枠組みが必要であり、そのためにワーキング・グループを組織して、理事会の下に設置することが協議され、設置については、会長、副会長に一任することになった。

ワーキング・グループのメンバーは理事館を中心に募集するが、それ以外の館の館員も歓迎する。

3) 新役員挨拶

西郷会長及び大西副会長から挨拶があった。

9. ワークショップ

A. 図書館組織、人事制度のあり方、人材育成の方策等について

B. 今後の図書館システムと利用者サービスの方向性について

C.機関リポジトリの運営・推進について

(総会資料 No.54-1 p.33-37 参照)

10. 休憩

議長団、ワークショップ代表者打ち合わせ会

11. 全体会議(総まとめ)

1)ワークショップの結果報告

星野事務局長から、以下のとおりワークショップの結果報告があり、了承された。

A.図書館組織、人事制度のあり方、人材育成の方策等について

第一部：国立大学法人化後の館長及び管理職のリーダーシップについて

「組織のビジョンを明確に持つこと」、「情報開示・共有により目的意識の共有を行うこと」の2点を課題とし、以下のことが議論された。

職員の能力価値を引き出すコミュニケーション能力が必要である。

企画・PR・情報収集力が必要である。

常識を鵜呑みにせず、疑問を持つことも必要である。

第二部：図書館職員の人材育成について

コンピテンシーについての概説、コンピテンシー養成・活用についての報告を踏まえ、以下のことが議論された。

コンピテンシーの評価・見直しを検討する必要がある。

短期間でコンピテンシーを習得するための方策を検討する必要がある。

人材育成の目的は、職務内容とコンピテンシーを適切にマッチングさせることである。

B.今後の図書館システムと利用者サービスの方向性について

以下のことが議論され、出席者の共通理解が深まった。

今後の図書館システムと利用者サービスでは、管理とサービスをうまく連携させ、いかにユーザーを導くかが重要であり、その際には情報リテラシー教育活動とも連携が必要である。

NACSIS-CAT/ILLについては、アンケートを含め、様々な意見が出された。それらを参考に、学術情報委員会の下の小委員会で検討し、国立情報学研究所へ要望する。

C.機関リポジトリの運営・推進について

以下の報告があり、最終的に、登録件数を増やすことによって社会的な認知が高まっていくとの共通認識が得られた。

リポジトリの構築には、大学の規模には関わりなく、関係者の前向きな

意欲が最も重要である。

課題としては著作権問題がある。大学も学会も対応に苦慮しているが、筑波大学が許諾の情報を整理して提供するなど改善に取り組んでいる。

2) その他

逸村文部科学省研究振興局学術調査官から、配布資料「今後の「大学像」の在り方に関する調査研究（図書館）報告書」について説明があった。

12. 次期会場館挨拶

次期総会当番館（東北地区）として、野家東北大学附属図書館長から挨拶があり、開催会場は「仙台国際センター」、日程は平成 20 年 6 月 26 日（木）を予定しているとの案内があった。

13. 事務局報告

事務局（栃谷東京大学附属図書館総務課長）から、次の報告があった。

国立大学図書館協会記念基金について、39 名から 23 万円の募金があり、募金者に対し御礼申し上げる。

総会終了後、この会場で総括理事会を開催する。

14. 閉会式

1) 閉会の辞 西郷 和彦（国立大学図書館協会会長）

2) 挨拶 有川 節夫（九州大学附属図書館長）

15. 散会